



- (農林省令で定める規格に適合するものに限る。以下第八条までに於いて同じ。)の種類ごとに保証価格を定めなければならない。
- 2 多獲性大衆魚の保証価格は、政令で定めるところにより、生産費を基準とし、需給事情その他の経済事情を参しやして定める。
- 3 農林大臣は、多獲性大衆魚の保証価格を定めるには、あらかじめ、水産物価格安定審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 農林大臣は、多獲性大衆魚の保証価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
- 5 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、多獲性大衆魚の保証価格を改定することができる。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。
- (標準販売数量)
- 4 農林大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の区域をこえる区域を地区とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「組合」という。)の申請により、都道府県知事は、政令で定めるところにより、その他の組合の申請により、毎年、政令で定める基準に基づき、それぞれの組合につき、多獲性大衆魚の種類ごとに標準販売数量を決定する。
- 2 前項の政令で定める基準は、漁船及び漁具について当該多獲性大衆魚の生産能力に応じて定める。
- 3 組合は、第一項の申請をする場合には、その組合がその組合員又は所属員(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第三号にいう所属員をいう。以下同じ。)からこれらの者が採捕した当該多獲性大衆魚の全部(農林省令で定めるところを除く。)の販売の委託を受けたものを証する書面その他農林省令で定める事項を記載した書類を農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定により標準販売数量を決定した場合においては、その組合にその標準販売数量を通知するとともに、その組合の名称、住所及び標準販売数量を農林大臣に報告しなければならない。
- 5 農林大臣は、第一項の規定による標準販売数量を決定した場合においては、その組合にその標準販売数量を通知するとともに、その組合の名称及び住所を告示しなければならない。
- 6 農林大臣は、第四項の規定により都道府県知事の報告を受けた場合には、その組合の名称及び住所を告示しなければならない。
- (組合に対する交付金の交付)
- 5 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定による多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合に対し、その組合が政令で定める期間内に農林大臣の指定する市場(以下「指定市場」という。)において販売した当該多獲性大衆魚(漁業協同組合が自ら採捕したもの及び同条第三項の販売の委託をした組合員又は所属員から販売の委託を受けたものに限る。以下「組合が販売した多獲性大衆魚」という。)の平均販売価格が第三条の規定により農林大臣が定めた当該多獲性大衆魚の保証価格に達しない場合には、その差額に前条の規定により農林大臣又は都道府県知事が定めたその組合の標準販売数量(その組合が販売した多獲性大衆魚の数量がその組合の標準販売数量に達しない場合には、その販売数量)を乗じて得た額に相当する金額の交付金を交付する。
- (組合員等に対する交付金の交付)
- 6 前条の規定による交付金の交付を受けた組合は、農林省令で定めるところにより、当該組合が販売した多獲性大衆魚につきその組合に第四項第三項の販売の委託をした組合員若しくは所属員又は自ら採捕した当該多獲性大衆魚を前条の期間内に同条の市場において販売した漁業協同組合(これらの者のそれぞれに係る当該組合が販売した多獲性大衆魚の平均販売価格が保証価格をこえる者を除く。)ごとに、当該交付金の額を、それぞれの者に係る当該平均販売価格と保証価格との差額にそれぞれにの者に係る当該組合が販売した多獲性大衆魚の数量(その数量が第四項第一項の政令で定める基準に基づき算定した数量をこえるときは、当該算定した数量)を乗じて得た額にのち、当該組合が交付金のうち、その漁業協同組合にのちあつた額に相当する金額を除き、そのあつた額に相当する金額をそれぞれ当該組合員又は所属員に交付しなければならない。
- (指定市場において販売すべき義務)
- 7 農林省令で定めるところにより、多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合は、その組合が自ら採捕した当該多獲性大衆魚並びに同条第三項の販売の委託をしたその組合員及びその所属員から販売の委託を受けた当該多獲性大衆魚を、農林省令で定めるところにより、指定市場において販売しなければならない。
- (指定市場の開設者の報告)
- 8 農林省令で定めるところにより、第四条第一項の規定による多獲性大衆魚の標準販売数量の決定を受けた組合が当該多獲性大衆魚を当該市場において販売した場合には、その組合の名称及び住所並びに当該多獲性大衆魚の販売価額及び販売数量を農林大臣に報告しなければならない。
- (経費の国庫負担)
- 9 前条の規定による報告に要する経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。
- (交付金の返還等)
- 10 政府は、第七条の規定に違反した組合に対し、第五条の規定による交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該組合から既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。
- 第三章 輸入魚の流通の指示
- 11 農林大臣は、多獲性大衆魚を原料として製造する魚かすの価格が著しく低落し又は低落するおそれがある場合において、その価格を安定させるため特に必要があると認めるときは、水産物価格安定審議会の意見を聞いて、輸入魚かすの輸入業者に対し、その輸入に係る魚かすを水産物購買販売事業団に売り渡すべきことを指示することができる。
- 2 前項の規定により輸入業者の売り渡すべき魚かすの価格は、政令で定めるところにより、魚かすの輸入価格に保管料その他の諸掛りの額及び適正利潤を加えた額として農林大臣が定める額とする。
- 第四章 水産物価格安定審議会
- (設置及び権限)
- 12 水産庁に、水産物価格安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この法律によりその権限に属せしめられた事項のほか、農林大臣の諮問に応じ、多獲性大衆魚及びこれを加工し又はこれを原料として製造した製品(以下「多獲性大衆魚等」という。)の価格の安定に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができ。
- (組織)
- 13 審議会は、委員二十人以上で組織する。
- 2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 3 委員及び専門委員は、多獲性大衆魚等の生産、流通又は消費に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第十四条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第十五条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることが出来る。

(農林省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

## 第五章 水産物購買販売事業

### 節

#### 第一節 総則

(目的)

第十七条 水産物購買販売事業団は、多獲性大衆魚等の適正な価格水準の実現を図るため、多獲性大衆魚等の買入れ、保管及び売渡し等の事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十八条 水産物購買販売事業団(以下「事業団」といふ。)は、法人とする。

(事務所)  
第十九条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十二条第一項に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第二十一条 事業団の資本金は、政府の出資金二十億円と次条第一項に規定する者が出資する金額との合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

(出資)  
第二十二条 次の各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

一 都道府県

二 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。以下同じ。)

三 水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

合

2 前項に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

3 都道府県は、事業団に出資しようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。

第二十三条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができる。

(持分の払い戻し等の禁止)

第二十四条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は買収の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十五条 政府以外の出資者(以下第六十一条まで「出資者」といふ。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。

(持分の譲渡等)

第二十六条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 第二十二条第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資者は、持分を共有することできない。

(登記)

第二十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十八条 事業団でない者は、水産物購買販売事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員等

(役員)

第三十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第三十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行なう。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第三十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつて

理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第三十三条 役員は、農林大臣が任命する。

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第三十四条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第三十五条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第三十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつて

は、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第三十七条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十八条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第三十九条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は濫用してはならない。

(役員等の公務員たる性質)

第四十条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第四十一条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に應じ、事業団の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以上で組織する。

(評議員)

第四十二条 評議員は、出資者たる法人の代表者及び事業団の業務に關し學識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十三条 事業団は、第十七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 多獲性大衆魚等の買入れ、交換及び売渡し

二 多獲性大衆魚の加工又はこれを原料とする製品の製造

三 多獲性大衆魚等の保管

四 出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多獲性大衆魚を加工し又はこれを原料として製造した製品で政令で定めるものの保管又は販売を、その加工し又は製造した者からの委託を受けて行なつた場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合に対し、その保管に要する経費の全部又は一部に充てるため、これに相当する金額を交付すること。

五 多獲性大衆魚等の需要の増進に關する業務

六 前各号の業務に附帶する業務

2 前項第一号に規定する業務は、第十一条の規定による農林大臣の指示に係る買入れを行なう場合を除き次条から第四十七条までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第四十四条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格を下つて著しく低落し、又は低落するおそれがあると認められる場合には、水産業協同組合又は水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業者を営む者が組織する中小企業等協同組合から多獲性大衆魚等を当該農林大臣が定める価格で買入れることができる。

(売渡し)

2 前項の農林大臣が定める価格は、毎年、政令で定める期日までに、これを定めなければならない。

(売渡し)

第四十五条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格をこえて著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、政令で定めるところにより、その保管する多獲性大衆魚等を売り渡すものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の農林大臣が定める価格について準用する。

3 事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、多獲性大衆魚等の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する多獲性大衆魚等を売り渡すことができる。

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第四十六条 事業団は、農林省令で定める理由があるときは、第四十四条の規定による買入れ又は前条の規定による売渡しをしない。

(交換)

第四十七条 事業団は、その保管する多獲性大衆魚等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の多獲性大衆魚等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

(業務方法書)

第四十八条 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しよりとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第五十条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第五十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで完了しなければならない。

(財務諸表等の作成及び送付)

第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十四条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しな

ればならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第五十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十六条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第五十七条 この章に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

#### 第五節 監督

(監督)  
第五十八条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その事務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第五十九条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六節 補則

(出資者に対する通知又は報告)

第六十条 事業団が出資者に対してする通知又は報告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は報告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は報告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)  
第六十一条 事業団は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所  
二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び事業団の債権者は、第一項の書類の閲覧を要求することができる。

(解散)

第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

#### 第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第六十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条第一項第四号、第四十六条、第四十八条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十一条第二項、第四十八条第二項、第五十条又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第四十五条第三項、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四 第五十五条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(報告及び検査)

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政

令で定めるところにより、水産業協同組合、水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合、指定市場の開設者又は魚かつの輸入業者に対し、必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第七章 罰則

第六十五条 第三十九条(第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第五十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第六十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知しなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第二十四条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第二十四条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十七条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十五条の規定に違反して、業務上の余剰金を運用したとき。

八 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載

せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第六十九条 第二十八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、第三十二条第一項の例により、事業団の理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとす。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第二十二條第一項に規定する者に対し事業団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に於いた第二十二條第一項に規定する者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第二十一條第一項の出資金の全額を、出資の募集に於いた第二十二條第一項に規定する者は同項の規定により引き受けた出資金の全額を、それぞれ、払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第六十三條の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合について準用する。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の当初の資本金)  
第七條 事業団の成立の当初における資本金は、二十五億円を下るものであつてはならない。

(経過規定)  
第八條 この法律の施行の際現に水産物購買販売事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第二十八條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九條 事業団の最初の事業年度は、第四十九條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十條 事業団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第五十條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後経過なく」とする。

(登録税法の一部改正)  
第十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に、水産物購買販売事業団を、「中小企業退職金共済法」の下に、水産物の価格の安定等に関する法律を加える。

(印紙税法の一部改正)  
第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ五 水産物購買販売事業団ノ発スル証券、帳簿

(所得税法の一部改正)  
第十三條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

に水産物購買販売事業団」に改める。

(法人税法の一部改正)  
第十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」を「中小企業退職金共済事業団並びに水産物購買販売事業団」に改める。

(水産庁設置法の一部改正)  
第十五條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 水産物の価格の安定等に関する法律(昭和三十六年法律第 号)に基づき、多獲性大衆魚の保証価格及び標準販売数量を定め、指定市場を指定し、交付金を交付し、輸入魚かすの売渡しを指示し、並びに水産物購買販売事業団に関する事務を処理すること。

第五條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 水産物の価格の安定等に関する法律に基づき、多獲性大衆魚の保証価格及び標準販売数量を定め、指定市場を指定し、交付金を交付し、輸入魚かすの売渡しを指示し、並びに水産物購買販売事業団に関する事務を処理すること。

第八條第一項の表中沿岸漁業振興審議会の項の次に次のように加える。

水産物の価格の安定等に関する法律に規定した事項を調査審議すること。

第八條第二項中「沿岸漁業振興法」の下に、水産物価格安定審議会については水産物の価格の安定等に関する法律を加える。

(地方税法の一部改正)  
第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団並びに水産物購買販売事業団」に改める。

理由  
漁獲が時期的又は地域的に集中して行なわれるためその価格が著しく低落することのある多獲性大衆魚を採捕する中小漁業者に対し、その採捕に係る多獲性大衆魚の価格の低落によるその所得の減少を補償するとともに、多獲性大衆魚及びこれを加工し又は原料として製造した製品の価格の安定を図るための措置を講じ、もつて当該漁業の経営と国民の食生活の安定に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約五十億円の見込みである。

○角屋議員 ただいま議題となりまし  
た水産物価格の安定等に関する法律案  
につきまして、その提案理由を御説明  
申し上げます。

わが国の水産業は、戦後他の産業と  
同様に著しい復興の過程をたどり、昭  
和二十七年に漁獲高は戦前水準を越  
え、その後においても引き続き年率  
三兆の割合で伸び、昭和三十四年の総  
漁獲量五百八十八万トン、その金額は  
三千億円に達したのであります。ここ  
に見落してならないことは、かよう  
な漁業生産力の発展の横杆となりまし  
たものは、イカ釣漁業、揚子江ちんちく  
網漁業、サンマ棒受網漁業等中小漁業  
者によって営まれる漁業であつて、そ  
のおもなる魚種は、イワシ、イカ、サ  
ンマ、アジ、サバ等一般家庭の食糧を  
にぎわす大衆魚であるということであ  
ります。

これらの大衆魚は、北海道、東北地  
方あるいは九州方面等水揚げ地点にお  
ける受け入れ態勢の不十分な漁場に片  
寄つて、しかも短期間に集中的に漁獲  
されるといふ特徴を持っていますのであ  
ります。従いまして、これらの多獲性  
大衆魚は、全国的に見ますならばその  
供給は必ずしも需要を上回つていな  
いにもかかわらず、地域的または時期  
的には、はなはだしい過剰生産の様相  
を呈し、その価格は暴落し、せっかく  
大量の漁獲をあげながらも漁業者の所  
得はかえつて減少し、漁業者は明日の  
油代、明日の生活費にも事欠くという  
事態をしばしば招来しているものであ  
ります。大漁貧乏という言葉はあまりに  
も多く人口に膾炙されておるのであり  
ますが、不思議なことには、このよう  
な場合におきましても、これらのもの

の消費者価格は生産地における魚価の  
低落をそのまま反映しないのが通常で  
ありまして、ここに水産物の流通価格  
政策に重大な欠陥の存することを指摘  
せざるを得ないゆえんのものがあるの  
であります。このことは、単に漁家経  
済あるいは漁業経営の面からのみなら  
ず、国民生活の観点からもゆるがせに  
できないところであります。

農業におきましては、米麦を初め、  
カンショ、パレイショ、大豆、菜種等  
重要農産物に對しましては、内容は不  
十分ではありましても、とにかくにも  
価格安定装置ができ上がつておりまし  
て、豊作貧乏の嘆きを緩和できるので  
あります。が、水産業におきましては、  
多年にわたる水産物価格安定政策樹立  
の強い要望にもかかわらず、遺憾なが  
ら今日まで無為無策の放任状態である  
と申して過言ではないのであります。

政府は、昭和三十四年度において、  
わずかにサンマかす及びスルメに限  
り、系統機関が共同保管した場合その  
組合員に対する前渡金の金利の一部に  
相当する金額を補助する措置を講じま  
したが、これは全く一時的な補填策で  
あつたにすぎないのであります。また、  
今回政府から提出され、現に当委員会  
に付議されておりますところの魚価安  
定基金法案及び漁業生産調整組合法案  
にいたしまして、その考え方はきわめ  
て消極的であるばかりでなく、後で  
申し上げますように、池田内閣の中心  
政策である所得倍増計画と矛盾する考  
え方の上に立つており、私どものよう  
てい納得し得ざるものであります。す  
なわち、政府案によれば、新たに創設  
される魚価安定基金は、漁業生産調整  
組合に對し、同組合が組合員に調整金

を支給する場合、その支給に要する経  
費の全部または一部に相当する金額を  
支給することにしたほか、サンマか  
すの調整保管に要する金利及び倉敷料  
の一部を補助するための仕組みにすぎ  
ず、従来政府が予算上の措置として実  
施してきた範囲を多く出ないものであ  
ります。

しかも、価格安定のための前提とし  
て提案されております漁業生産調整組  
合法案は、さきにも申し上げましたよ  
うに、池田内閣の中心政策である所得  
倍増計画と矛盾する考え方の上に立つ  
ておるのであります。農林漁業基本問  
題調査会の計算によりますと、国民所  
得の成長率を七・八割とした場合にお  
ける水産物に対する需要は十年後には  
八百四十万トンに達するが、その供給  
は七百四十万トンにしか達し得ないこ  
とになっております。国民所得の倍増  
を達成し国民生活の向上をはかるため  
には、水産物の生産を増大させるため  
の諸施策を今後とも強力に推進する必  
要があるわけでありまして、従いまし  
て、多獲性大衆魚の生産制限を基調と  
する魚価安定対策は国民所得倍増案に  
そむくものと言ねばなりません。

以上のようない見地に立つて、全国の  
漁業関係者の長年にわたる切望にこた  
え、関係漁業者の所得を積極的に保障  
する措置を講ずるとともに、他方、国  
民の食生活の向上に資するため、多獲  
性大衆魚の価格の安定と適正な魚価水  
準の実現をはかるべく、この法律を提  
出することとした次第であります。  
以下法律案の骨子について御説明申  
し上げます。

第一点は、この法律で対象とする魚  
種を、アジ、サバ、サンマ、イワシ、  
スルメイカ等の多獲性大衆魚としたこ  
とであります。これらの魚種は、その  
漁獲量においていずれも重要な地位を  
占め、年間三千ないし五十万トン程度  
の漁獲を示し、しかもその平均販売価  
格は一キログラム当たり十五円ないし  
三十円という最も低廉なものでありま  
す。

第二点は、農林大臣または都道府県  
知事は、組合の申請に基づき、また、  
漁船等の生産能力を基準として、それ  
ぞれ組合ごとに標準販売数量をあらか  
じめ決定、この数量の限度内において  
価格を保証することとし、その手続規  
定を定めたことであります。

第三点は、政府は、多獲性大衆魚に  
つき、その生産費を基準として水産物  
価格安定審議会に諮つた上その保証  
価格を定めなければならないこととし  
る一方、漁業者が漁業協同組合または  
同連合会を通じて指定市場において漁  
獲物を共同販売することを条件とし  
て、その平均販売価格が保証価格に達  
しない場合には、政府はその差額に標  
準販売数量の限度内における販売数量  
を乗じた額に相当する金額を組合に交  
付することとしたことであります。ま  
た、交付金の交付を受けた組合は、そ  
の組合員に對し、組合員の販売数量に  
応じて按分してこれを交付しなければ  
ならないこととし、組合員の生産費等  
を補償することとしたのであります。

第四点は、組合が、多獲性大衆魚を  
販売する市場を指定することとし、こ  
の指定市場の開設者は、組合が多獲性  
大衆魚をその市場において販売した場  
合には、その販売価格及び販売数量を  
農林大臣に報告しなければならないこ

とし、これに要する経費は国が負担  
することとしたのであります。

第五点は、多獲性大衆魚を原料とし  
て製造した魚かすの低落を防止し、そ  
の価格の安定をはかるため、農林大臣  
は、必要に応じて輸入魚かすの輸入業者  
に對しその輸入した魚かすを水産物購  
買販売事業団に売り渡すべきことを指  
示することができることにしたことで  
あります。

第六点は、多獲性大衆魚の価格の安  
定に関する重要事項を調査審議するた  
め、委員二十人以上で組織する水産物  
価格安定審議会を設置することであり  
ます。

第七点は、多獲性大衆魚等の適正な  
魚価水準の実現をはかるため、特殊法  
人として水産物購買販売事業団を設け  
ることでありまして、事業団は、多獲性  
大衆魚等の保管等のため生産地及び消  
費地において冷蔵庫の建設、運搬施設  
の整備等を行なうほか、多獲性大衆魚  
及びその製品が著しく低落もしくは騰  
貴し、生産者または消費者を保護する  
必要がある場合における買い入れ、売  
り渡し、あるいは大衆魚の需要の増進  
等に関する業務を行なうものとし、そ  
の資本金は、政府出資額二十億円と都  
道府県、水産業協同組合等の出資額五  
億円との合計二十五億円とし、その他  
の組織規定は他の同種組織体の例にな  
らつてこれを設けることとしたのであ  
ります。

以上が本案の提案理由及びその概要  
であります。何とぞ御審議の上すみや  
かに御可決あらんことをお願いする次  
第であります。

○坂田委員長 芳賀貢君外二十四名提出、水産業改良助長法案を議題とし、提出者に提案理由の説明を求めます。芳賀貢君。

水産業改良助長法案

水産業改良助長法

(目的)

第一条 この法律は、水産業改良普及事業に関する機構を整備するとともに、水産業改良普及事業並びにこれに必要な試験研究及び調査に対する助成の措置を講じ、もつて水産業の合理的発展と漁民生活の改善とを図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水産業改良普及事業」とは、水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する指導普及の事業をいう。

(試験研究等に対する助成)

第三条 国は、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次の各号に掲げる経費を補助する。

一 水産改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費の三分の二

二 第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を行なうための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費の二分の一

三 国及び地方の水産業の実情からみて緊要と認められる特定の試験研究につき、都道府県及びその他の試験研究機関の要する経費の全部又は一部

四 水面の総合利用を図るため必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一

(水産改良研究員)

第四条 都道府県は、第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

2 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

3 政令で定める資格を有する者でなければ、水産改良研究員に任用されることができない。

(農林省の試験研究機関の協力)

第五条 都道府県の水産試験研究機関は、水産業改良普及事業に必要な試験研究に関し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力とを求めることが出来る。

(水産業改良普及事業に対する助成)

第六条 国は、都道府県に対し、水産業改良普及事業に要する経費のうち、第一号及び第二号に掲げる事業に要する経費についてはその三分の二を、第三号から第六号までに掲げる事業に要する経費についてはその二分の一を補助する。

一 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置

二 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に関する教示及び実地展示

三 水産改良普及員の養成及び研修

四 水産専門技術員又は水産改良普及員に協力して水産業又は漁民生活の改善を推進する漁民の育成

五 漁村における水産業又は漁民生活の改善に関する研究団体の自主的活動の助長

六 前四号の事業に必要な施設の整備

(水産業改良普及事業の実施)

第七条 この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施に当たつては、農林大臣と協議して定められた方針によらなければならない。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第八条 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

2 水産専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに水産改良普及員を指導するほか、直接漁民に接して水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。

3 水産改良普及員は、水産改良普及所に属し、直接漁民に接して水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、水産専門技術員又は水産改良普及員に任用されることができない。

(水産改良普及所)

第九条 都道府県は、水産改良普及所を設けるものとする。

2 水産改良普及所は、水産改良普及員の行なう水産業改良普及事業に関する事務の連絡調整その他水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に関する事務をつかさどる。

3 水産改良普及所の位置及び管轄区域は、条例で定める。

4 水産改良普及所の長は、水産専門技術員は水産改良普及員をもつて充てるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号、同条第二項並びに同条第三項中「農山漁家」を「農山家」に改める。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号の次に次の一号を加える。

一 二 漁民生活の改善に関する事務を処理すること。

理由

水産業の合理的な発展と漁民生活の改善とを図るため、水産業改良普及事業に関する機構を整備するとともに、水産業改良普及事業並びにこれに必要な試験研究及び調査に対する助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十億円の見込みである。

○芳賀議員 ただいま議題となりました水産業改良助長法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法案は、昭和三十四年三月提出され、自來継続して御審議を願つていたものでありますが、昨年十月の衆議院解散により廃案となりましたので、今回若干の修正を行なった上であらためて提出することとした次第であります。

わが国の水産業は、近來めざましい発展を遂げ、年間、約六百万トン、三千億円に上る漁獲をあげ、国民経済の成長と安定の上に重要な役割を果たしているものでありますが、ひとたび漁業生産の内部構造に目を転じますならば、そこには企業形態の相違による生産面の断層はきわめて著しく、資本漁業の漁獲は零細なる漁家漁業のそれを圧倒しており、多数の漁民を擁する沿岸漁業の悲運は日に深刻の度を加えていることは、もはややおうべからざる事実であります。

ここにおいて、このような現実の事態に対する反省の上に立つて、よりや

水産政策の重点を沿岸漁業の振興対策に指向し、各般の施策をここに集中すべきであるとの機運が次第に醸成されて参つてゐることは各位の御承知の通りであります。しかしながら、これらの諸施策が真に実効をおさめるには、漁業者の自主的な再建意欲を盛り上げ、その活動を助長するための更づけとして、技術の経営に關し国と地方公共団体とが協力一致、指導と援助を行なうことができる基本制度の確立がはからねばならぬことは言うを待たないところであります。

近年、沿岸漁村においては、青壮年による研究グループが統々と結成され、沿岸漁業振興の推進力として実践活動を行ない、その成果には見るべきものが少なくないのであります。国及び都道府県における試験研究機関の相互の連絡を一そう緊密にし、能率的に試験研究を推進助長するとともに、漁民の要求に応じ、あるいはみずから進んで彼らに接し、漁撈、養殖及び加工の各般にわたり技術の改良と経営の刷新に役立たしめるよう広くこれを提供し、あわせて生活改善の原理と技術を授け、もつて、水産業の合理的な発展と漁民生活の安定に資することができる基本法制度を整備いたしますことは、現下の最も重要なかつ適切な施策と考へられる次第であります。

このことは、最近におけるわが国農業生産力の顕著な発展と安定が農業改良助長法に裏づけされた農業に關する試験研究及び普及事業の強力な推進によることに徴しても明らかであるところであり、水産業にあつても、農業に劣らずかねてよりその必要が痛感されつつも、立法化がおくれ、辛うじて

若干の行政措置により当面を糊塗して参つたといふのが現状であります。三十六年度予算によつて見ても、関係予算四千三百九十万円であつて、新たに設けられることになつた沿岸漁業改良普及員はわずかに百名にすぎず、従来からの普及員を加へても百九十六名、一普及区（五漁協の地区を一普及区とする）一名あてを配置する計画のようであり、一普及区がわすか一名という劣勢をもつては、真に漁民の話し相手となつて複雑な漁業の実態と取り組み、困難な問題を解決することはほとんど不可能と言わざるを得ません。

以上申し述べました趣旨に即し、この際、農業改良助長法の例により所要の法的措置を講じ、水産業改良普及事業の積極的發展の基礎を固めたいと存じ、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、試験研究に対する助長措置であります。水産業改良普及事業に關する試験研究を推進するため、国は、都道府県その他の試験研究機関に對し、次の各号に定める経費を補助することといたしました。

(一) 水産業改良研究員の設置について都道府県の要する経費の三分の一

(二) 改良普及事業に必要な試験研究を行なうための試験研究施設の設置及び運用について都道府県の要する経費の二分の一

(三) 国及び地方の実情から見て緊急と認められる都道府県及びその他の

試験研究機関の行なう特定の試験研究に要する経費の全部または一部

第二に、農林省の試験研究機関の協力についてであります。都道府県水産試験場は、この法律の目的を達成するために行なう試験研究に關し、農林省の試験研究機関に對して必要な助言と協力を求めることができることといたしました。

第三に、水産業改良普及事業に対する助成であります。国は、都道府県に對し、水産業改良普及事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費を補助することといたしました。

(一) 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置のために要する経費の三分の一

(二) 水産専門技術員または水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業または漁民生活の改善に關する教示及び実施展示のために要する経費の三分の一

(三) 水産業改良普及員の養成及び研修のために要する経費の二分の一

(四) 水産専門技術員または水産改良普及員に協力して水産業または漁民生活の改善を推進する漁民の育成のために要する経費の二分の一

(五) 漁村における研究団体の自主的な活動を助長するために要する経費の二分の一

第四に、水産業改良普及事業の実施についてであります。この法律の規

定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施にあつては、農林大臣と協議して定められた方針によらねばならないことといたしました。

第五に、改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任務その他についてであります。改良研究員は最も高い資格を有する研究者を充てることとしており、改良普及事業に必要な試験研究を行なうことをその任務といたしております。専門技術員は、試験研究機関及び水産改良研究員と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をすることと、水産改良普及員を指導することが任務となっております。

改良普及員は、直接漁民に接して水産業または漁民生活の改善に關する科学的技術及び経営上の知識の普及指導に當たることを任務といたしました。日常漁民に接し、技術・経営及び生活改善についての普及指導に當たるのは主として改良普及員であり、その能力のいかんは水産業の発展と漁民生活の改善に大きく影響いたします關係から、水産改良普及員の養成と研修を積極的に行なうことといたしております。

第六に、水産改良普及所についてであります。各都道府県の特性を勘案し、水産改良普及所を設置し、水産業改良普及員の行なう水産業改良普及事業に關する事務の連絡調整、その他水産業及び漁民生活の改善に關する科学的技術及び経営上の知識の総合的な普及指導に關する事務をとらることといたしました。

以上が、本案を提出した理由及び法案のおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さらんことを希望いたします。

○坂田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました両案に対する質疑は後日に譲ります。

○坂田委員長 参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。

ただいま当委員会において審査中の、内閣提出、魚価安定基金法案、漁業生産調整組合法案、角屋堅次郎君外二十四名提出、沿岸漁業振興法案、角屋堅次郎君外二十三名提出、水産物の価格の安定等に関する法律案、及び、芳賀貢君外二十四名提出、水産業改良助長法案について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○坂田委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたしました。

なお、参考人の出頭日時、人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

○坂田委員長 内閣提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題として、補足説明を聴取いたします。伊東農地局長。

○伊東政府委員 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明をさせていただきます。

本法案につきましては、先般政務次官から提案理由の御説明がございました。

たので、簡単に補足説明をいたしたいと思ひますが、今回の改正案の内容をいたしておきますところは、現在の法律では連年災の規定がなかったたのでございすが、連年災につきまして公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法と均衡をとりまして特例措置を設けようという趣旨でございます。

実は、三十五年度の災害は、三十四年度より三十三年度なりに比較いたしますと、どちらかという規模が小さかったたのでございすが、三十四年の伊勢湾台風で非常に激甚な災害を受けました岐阜県でありまして、かあるいは京都府でありまして、かあるいは、同じ地域で災害が起きて参りましたので、三十五年につきまして地元から特に要望があつたようなわけでございします。

それでこの法案の一部改正を御審議願うわけでございすが、対象になつておりますのは、農地、農業用施設、林道でございます。漁港は入つておりません。入つておりませんが、漁港につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という方で、市町村が管理しております漁港につきましては公共土木の方に規定がございします。で、そちらでいっておりますので、こちらの対象になつております農地、農業用施設、林道が連年災の対象になつたわけでございします。

公共土木の負担法の関係では、単年災でございます。標準税収入の二分の一から二倍までのものについては国が四分の三を負担する、標準税収入の二倍をこえますと全額国が負担するといふような規定になつておりました、それが連年災になりますと、二倍と

言つておりましたのを、二分の一から標準税収入まで、一倍でございします。それから、国が全額持ちます場合には、従来は二倍をこえるものであつたものが、一倍をこえれば連年災の場合には国が全額持つといふような規定になつておきますので、これに準じましてこの法律を直したわけでございします。

御存じのように、現行の法律のもとにおきましては、農地、農業用施設、林道の災害復旧というよりな事業に對しましては、原則として、農地に對しては五割、農業用施設は六割五分、林道は、奥地幹線林道でございしますと六割五分、その他の林道は五割とす。補助率の適用がございします。ただし、例外がございまして、いわゆる被害激甚という場合には、これは、法律並びに政令におきまして、今の原則の率が、たとえば農地でありまして五割でございしますのが八割、九割まで上がる、施設災害が六割五分といたしましたのは、ある金額をこえますと九割あるいは全額、幹線林道でございしますと六割五分、一〇〇といふふうになりまして、たすような体系になつております。それで、今度の改正におきまして、補助率の体系としましては、現在の果進して参ります体系の考え方をとつておるわけであります。

それで、適用の町村でございします。これは、農地、農業用施設に例をとつて申し上げますと、現在では、単年度の場合は、一月から十二月までのその年に発生しました災害の災害復旧事業費を関係農家が割つてみました場合に八万円をこえますと、さつき言いましたように五割が八割になつたり九割

になつたり、六割五分が九割、十割といふふうになるわけでございしますが、連年災につきましては、三年間をとつてみまして関係農家がこれを割つてみました場合に、戸当たりが平均十万円をこえる、それから、なおかつ当年だけをとつてみても一戸当たり四万円をこえるといふよりな市町村につきましてこれは適用市町村にしようといふようなことを政令で考へておるわけでございします。従来は八万円以上でございしましたが、十万円をこえる場合、それから当年度は八万の半分の四万円をこえる場合といふ間をこえる適用町村に参りまして、それをこえます適用町村につきましてこれを適用するといふ考え方をとつておられます。町村につきましては、市町村合併がございまして、市町村合併で広くなりましてこの基準に合はぬといふような場合には、町村合併前の町村を対象地域とすることは従来通りでございします。まだはつきりしたことはわかりませんが、こゝういふ基準でやつてみますと、三十五年度の災害を受けた町村が千四百四十といふわけでございしますが、その一割をこえます百二十くらいのものがこの連年災の適用を受けるのではなからうかといふふうに考へられます。

次に、補助率の算定の方法でございしますが、これも農地、農業用施設に例をとつて申し上げますと、現在の政令では、関係一農家当たりが八万円をこえる場合、それから十五万円をこえる場合、平均八万円までは、農地で五割、農業用施設は六割五分でございしますが、八万と十五万の間までは、これは農地が八割、農業用施設が九割でござい

す。それから、十五万をこえる分につきましては、農地は九割、農業用施設は十割といふことで補助金を計算いたしておるのでございしますが、連年災の場合には、三年間の災害がその一年間に起きたといふふうになりまして、今の八万、十五万といふに仮定しまして、今につきまして計算しまして補助率を出しまして、それを災害復旧費とこの比率をとつてみまして、その比率で今度は連年災の補助金をはじくといふことで、重複いたしております。有利な場合には、一体の場合は連年災の方が有利になるといふような計算方法になつて参るわけでございします。これは林道につきましては大体同じ考え方をとつておられます。これで計算いたしますと、九千万をこえるくらいのものがこれにさらに追加して災害復旧の補助金としていくのではなからうかといふような計算に一応なりますが、これは、実際具体的にまた市町村につきましてこの計算で当たりました、出ました金は三十五年度の補助金の差額としまして三十六年度になるべく早い機会に交付するといふような考え方をとつておるわけでございします。

それから、もう一点、こゝういふ計算をやりました場合と単年度で計算してみまして、過去年間に入れますと薄まってくるといふような場合には、単年度だけをとつて計算すればいいといふことと、どちらでも有利な方でやつたらいいやないかといふ規定を置いて、おるわけでございします。

それから、この災害が先ほど申し上げましたように、特に三十五年度の災害が三十四年の伊勢湾台風とダブりまして災害を受けたところがあるという問題がございしたので、災害といひましては三十五年の一月一日から十二月までに起きた災害につきましてこの法律を適用するといふことになつておるわけでございします。

以上で説明を終わりますが、小災害につきましては、実は、これは公共土木の方に三十五年度は特例を設けるといふことがございせんのでした。で、農業用施設の小災害につきましては市町村で起債をしてやつてもらうといふような形で進んでおりますが、農地につきましては私有財産であるといふような関係でまだ話し合ひがついておりません。これにつきましては、公共土木の方でも特例法を作らぬといふことで、連年災の規定を作りまして御審議をお願いしたわけでございします。

そのほかに、資料をいたしましてお手元に二つお配りしてあると思ひますが、これは特に御説明する必要もございせんので、一枚紙の連年災における補助率の特例の計算例、これは、単年災で普通補助率のものを連年災の補助率でやつた場合、あるいは単年災で高率補助になりましてさらに連年災の規定を用いますれば有利になる場合といふようなもの、あるいは単年災でやつた方が補助率が上がるというようなものを、ある前提を置きまして計算をしたものでございします。

もう一つの参考資料は、先ほど申し上げましたように、三十五年度の災害につきまして大体どのくらいの町村がこれでやれば適用になるだろうかといふようなことを試算いたしてみましたものと、三十三年度からの災害復旧

の進捗状況を御参考までに差し上げた  
わけでございます。  
よろしくお願いいたします。

○坂田委員長 本案につきましては別  
に御発言もないようでありますから、  
直ちに採決いたしたいと存じますが、  
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、直  
ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立総員。よって、本  
案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の  
委員会報告書の作成につきましては委  
員長に御一任願いたいと存じますが、  
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決しました。

○坂田委員長 農林水産業の振興に関  
する件について調査を進めます。

大豆価格の問題等について質疑の通  
告がありますので、これを許します。  
芳賀委員。

○芳賀委員 質疑に入る前に、政務次  
官が来ておられるのでお尋ねします  
が、実は、当委員会においてしばしば  
砂糖の超過利潤に関する資料の要求を  
しておるわけなんです、いまだに提出  
されないようです。この資料要求の経  
過は、三月二日の予算委員会の第三分  
科会において私から農林大臣に資料の  
要求をいたしまして、直ちに提出する  
という回答があったわけですが、その後

提出がありませんので、当委員会にお  
いて数度提出を督促し、なお政府が自  
発的に提出しない場合には国会法並び  
に衆議院規則に基づいて成規の手続で  
委員長から要求してもらいたい、こう  
いうことになっておるのであります  
が、いまだに資料提出がないわけであ  
ります。いかなる事情で提出ができな  
いのか、あるいはまた提出ができてお  
るのか、この際弁明をしてもらいた  
いと思ひます。

○須賀政府委員 私から超過利潤に関  
します資料の取り扱ひの状況につき  
まして御説明申し上げます。

砂糖の超過利潤に関する資料につ  
きましては、私どもの方で過般来し  
さいに検討をいたしておりました、農  
林省といたしましては、三十四年、三十  
五年のそれぞれの製糖関係企業の実績  
に基づく数字によりまして精査を一応  
終えたわけでありまして、この問題は、  
過般予算委員会において大蔵大臣から  
御答弁がありましたような経緯もござ  
いますので、その内容について大蔵省  
方面とも打ち合わせをいたす必要があ  
ったわけでございます。それで、大  
蔵省方面とも相当時間をかけまして検  
討を進めておいたわけでございますが、  
意外にその間に時間を要したわけ  
でございます。大体大蔵省方面との打  
ち合わせも順調に進んでおりますので、  
できるだけ早く最終的な数字に整  
理いたしまして当委員会に資料として  
提出するようにならうかと考えてお  
ります。

○芳賀委員 この問題は、昨年末政府  
側において、砂糖の国内事情等にかん  
がみて相当超過利潤がメーカー側に吸  
収されておる、この際超過利潤の内容

を明らかにして、あわせて砂糖の自由  
化政策を進めるといふ方針が部内で明  
らかになったわけなんです。従つて、  
その当時、超過利潤がある、あるいは  
また自由化を進めるといふその基礎的  
な材料というものは、当然超過利潤の  
実態から出発したわけですね。ですが  
その当時、超過利潤の内容といふもの  
が明らかになつていなければ、農林  
省内部においてもさういふ議論とい  
うのは出てこなかつたはずだと思ひ  
ます。ですから、その時点の資料とい  
うものをわれわれは要求したわけです。  
それを修正したり適当にでつち上げた  
ような資料であるならば、何もこれは  
必要ないんですね。われわれが要求し  
たのは、その当時の農林省、政府が、  
相当不当に類するような超過利潤があ  
るといふ、その根拠となつた資料を国  
会に提出してもらいたい、こういう要  
求を行つたわけなんです。もう四カ  
月たつておるわけですから、大体見通  
しとしてはあと何日後あたりにはわれ  
われの要求した資料が提出されるもの  
か、その点についてもこの際明らかに  
してもらいたい。

○須賀政府委員 近くお出しをいたす  
用意をいたしております資料は、さき  
に予算委員会におきまして政府側から  
御説明を申し上げました資料と、その  
後三十四年及び三十五年の実際の糖  
なりまた製造諸経費等の実績に基づき  
ましてそれぞれ計算をいたしましたも  
のと、それぞれとのをましましてお出  
しをいたしたいと思つておるわけござ  
います。これはいづれ資料によりまして  
詳しく御説明を申し上げますことと相  
なるわけでございますが、前に試算をい  
たしましたものは、いろいろ前提を置

いておりますので、実際の実績で計算  
をいたしておりますものとある程度数  
字が違つて参つております。それは資  
料によりまして詳細御説明を申し上げ  
ますれば御了解いただけることと考  
えております。その両方の資料により  
まして御説明をするつもりであります。  
それから、提出の時期につきまして  
は、さらに両省とも打ち合わせまし  
て、できるだけ早い機会にお出しする  
ように考えております。

○芳賀委員 大体、今までも、できる  
だけ早く早くと言つて四月月たつたの  
ですから、あなたの方の言うことができる  
だけの何カ月後ということになる  
か、どうなるのですか。国会が終る  
のを待つておるのか、会期中に出す  
という誠意があるのか、その点くらいは  
明らかにしておいてもらいたい。

○須賀政府委員 別に延ばしておるわ  
けではないのであります。私どものつ  
もりといたしましては、会期中に御説  
明申し上げるつもりであります。

○芳賀委員 それでは、会期中に出す  
ように委員長からも要求しておいて下  
さい。

大豆問題について質問しますが、特  
にこれは昭和三十五年産の国産大豆の  
処理についてでありますけれども、当  
委員会においては、四月十三日及び十  
四日に農林大臣並びに食糧庁長官に対  
してこの問題に関して質疑を行つた  
わけでありまして、大体質問の内容は政  
府においても同意しておいたわけであ  
ります。けれどもその後一カ月半経過  
しておるのですが、現在どのような作業  
が進んでおるか、その点について明ら  
かにしてもらいたいのです。当時の事  
情を判断いたしますと、これは事務当

局の責任の範囲において処理できるも  
のであるか、あるいは大臣の政治責任  
において解決すべきものであるか、判  
断がここのいずれによるか結論をつけな  
ければならぬといふところまで行つて  
おいたわけですが、政府としてはどう  
いう方針で進んでおるのですか。大臣  
の政治責任においてこれを完全に処理  
する方針でその後任事を進めておるの  
か、あるいは食糧庁長官を中心にした  
事務当局の段階でわれわれの納得ので  
きる処理をする努力をしてきたのか、  
その点について、これは政務次官から  
御答弁をお願いします。

○須賀政府委員 政務次官からお答え  
をいただきます前に、私からその後の  
経過なり現段階におきます考え方に  
ついて申し上げておきたいと存じま  
す。

この問題は、前回におきましてい  
ろいろ御質疑がございました際にお答え  
申し上げましたように、三十五年産の  
大豆の処理に関連いたしまして、農業  
団体が自主調整をしたものの清算をす  
る場合の価格の基準に関する問題でござ  
います。この問題は、その際にも御指  
摘がありましたように、大豆の自由化の  
問題が論議をされました当時からい  
ろいろな経過をたどつて参つておるわ  
けでございます。今日当面の北海道産の  
大豆五万トンを対象としたしました問  
題のようにそれほどの具体的にこまかく  
詰めて議論がなされておるわけではな  
い段階が相当期間にわたつてあつたわ  
けでございます。内地産大豆、北海道  
産の大豆全体をひくるめまして総括  
的な議論をされておつたような時代が  
あるわけでありまして、ただいま当面  
いたしております問題は、北海道産の大

豆につきまして農産団体が集荷をいたしました五万トンを対象とした具体的な問題になっておるわけでありまして、これにつきましては、私どもの考え方といたしましては、本年産の大豆の支持目標としては三千二百円を適用するということをお願い申し上げておるわけでございますが、この三千二百円につきましては、従来農安法によりまして支持価格をきめておりました、その価格にかえてまして三十五年産については特に三千二百円を当てはめるといふ考え方をとつておるわけでございます。従いまして、そういう考え方に基づいて、三千二百円というものを具体的に当てはめます基準は、いわゆる農産物規格規程のその二の検査を受けたものでなければならぬ、それに三千二百円を当てはめることになるといふことを繰り返して申し上げておる次第であります。そうなりますと、いわゆる農家手取り三千二百円といふ場合、その価格の実際の農家に対する適用の額がそこに若干の食い違いがでるという問題を先般から御指摘になつておるわけでございます。この問題はその後私どもの方でもいろいろ検討をいたしたわけでございますが、従来の農安法価格との関連等の立場から考えますと、この際私ども事務局といたしまして、従来御説明を申し上げております考え方と変わった考え方をとるといふことは、私は困難であるといふふうに考えるわけでございます。しかしながら、いろいろいささつもある問題でございますし、最終的にどういふふうな手をいたしますか、さらに

農林大臣の御指示、御判断も仰ぎまして、これも会期内に一つ最終的に結論を出すようにに考慮いたしたい、さように考えております。

○芳賀委員 これはその経過について繰り返して説明してもらふ必要はないのです。たとえば四月十四日の農林大臣との質疑の中においてもこれは尽くされておるのです。ただ、問題の性質は、歴代の農林大臣、福田農林大臣、南條農林大臣から現在の周東農林大臣に至る間の国会における責任ある言明の中において、その方針の大綱というものは明らかにされておるわけです。しかも、アメリカとの間における大豆の自由化政策を農民の反対を抑え切つて進める、その自由化に踏み切るといふ前提の施策として、これは当然なことではあるが、三十五年産の大豆に対する処置、それから三十六年産以降の国産大豆に対する保護政策と畑地農業の振興の線に沿つた一連の保護政策を講ずるといふことがあわせて言明されておるわけです。ですから、最初からこれは政府の政治責任においてこうしますということが表明されておるわけであつて、その基本原則は、三十五年産の大豆については農家の庭先手取り価格を三千二百円にしますというところが、これは繰り返して繰り返して国会において明らかなつておる点であります。それを原則を曲げるといふことは事務局においてできないことである。しかも、食糧庁長官も、昨年の南條農林大臣のこの言明に対しては、私の質問に答えて長官が補足答弁に立つて、現在の農安法の規定による庭先手取り価格三千二百円にすることはなかなか至難であるので、農安法

はそのままにしておいて特別の立法措置を講じて必ず三千二百円の手取りになるようにしますというところ、これは長官の方から自発的に発言を求めて補足答弁を行つておるわけですから、それを曲げるわけにはいかないわけですね。それが、最近になって、いや手取り価格ではない、業者や協同組合等が生産者から大豆を買取つた後に品質をよくするために改造を行つておる、そういうような姿が変わつた大豆を対象にして三千二百円にするというふうな、こういう間違つた見解は国会においては通用しない点ですからして、われわれはそれを取り上げようとはしてないのです。ただ、問題は、三代の大任にわたつて言明した政府の政治的な責任ある態度というものをすみやかに行政的に事務的に処理していくというところが長官以下事務担当者の当然の責任であります。これをあんな方は怠つておるのだ。ですから、いつまでもそれを処理するかといいことをききやうは尋ねたわけであつて、今の長官の答弁から言つて、会期中に必ず処理しますというところ、これもいいのであります。この国会における歴代の政府を代表した農林大臣の言明が事務当局の処理によつて狂いがあるようなことは、よもや周東農林大臣もそういうことはしないと思ひますが、とにかく、現在の政府のやり方は百パーセント信用できない点が多々あるので、この際念を押す意味において、その基本方針に狂いのないこと、作業を進めておるかどうかということ、その点だけをこゝで重ねて明らかにしてもらへばいいわけです。その点はどうなので

すか。これはぜひ大臣がきようは出席すべきですが、来ておらないので、その点はぜひ八田政務次官から明らかにしてもらいたい。

○八田政府委員 従来の経過も十分に織り込みまして検討して参りたいと思ひます。

○芳賀委員 それでいいですか、長官、間違いないですか。歴代の大臣の言明した通りやつておるかやつていないか、これからの大事だ。

○須賀政府委員 その問題は、先ほど申し上げましたように、いろいろ今までの質疑の中に取りかわされました政府側の考え方につきましては、これは、いろいろの段階におきまして、国内産大豆、北海道産大豆、それぞれ今がらかつて議論されておりましたから、今北海道産大豆だけにしほつて考えますと、私ども従来繰り返して申し上げておる考え方が筋としては別に誤つてはいない、さように考えております。ただいま政務次官からもお答えがあらましたように、いろいろその経過のある問題でもございまして、さういふようなこともいろいろ繰り返して考えなければならぬ筋合いのものと思ひます。従いまして、さらに大臣の御判断を仰ぎまして早く結論を出すようにいたしたい、かように考えております。

○芳賀委員 政務次官に尋ねますが、池田総理が六月十八日に渡米予定といふことになつておられます。いろいろ向こうへ行けば話をするでしょうが、この自由化の問題もやはり総理が行く仕事の一つだと思ひます。しかし、総理が行つて自由化の問題だけを話をつけてきても、国民に約束した、たとえ

ば大豆問題にしても農産物の問題にしても、三十五年産の大豆の処理を国民の納得のいかぬような形のまま放置しておくとか、あるいは今国会に大豆たね法案が出ておるが、これもやはり自由化をやる場合の前提になる施策として政府は法案を提案しておるわけで、この二つの当面した問題、この国会において今後審議するかもしれないこの法案とか、懸案になつておる審議中の三十五年産の大豆の問題、これを全く処理しないままにアメリカへ行つていふと思ひます。あるいはまた、外務委員会においては関税協定の条約の修正に対する審議も現在やつておるわけですが、これもやはり大豆問題といふものがガツツの關係において出てきておるわけですね。ですから、さういふことを外交交渉の中において条約を通じて進めながら、国内においては国民を裏切るようなことばかり今までやつておるわけ、これを片づけたいで行くといふことはできないと思ひますが、これはどう考えていますか。

○八田政府委員 今芳賀委員のおっしゃることは同感でございます。十分に検討して参りまして、早い機会に結論を出したいと思ひます。

○芳賀委員 それから、事務的な点ですが、全販連が手持ちしておる分で三十五年産の対象になるものは五万トンといふことは長官からも説明があつたですね。この五万トンの内容は全部北海道で生産された大豆であるわけですね。ですから、問題が複雑ということはないです。この五万トンといふのは全部北海道産大豆が中身になつておる点と、それから、前回においては、五

万トンのうち一万八千トン程度政府が指導して時価でこれを早期に処分するように進めておるといふ説明でしたが、現在は五万トンがどのくらい処分されて残数がどうなっているという点は説明されると思ふのですが、その点と、もう一つは、前の委員会にも問題になっておつた北海道における大豆の生産者検査の実情については、当時食糧庁長官も農林大臣もあまり熟知しておらなかった。それで私が資料の要求をしたが、この資料についても十分な資料が提示されておらないのです。きょうは特に総務部長あるいは検査課長の出席を願つておりますが、北海道における大豆の検査の実情というものは、検査法の規格規程の規格その一による検査というものが北海道の大豆の生産者に対する検査である、そういうことを断定して前回は指摘したのだが、これは政府が正当な答弁ができなかつた。ですから、この点については実情について岡崎総務部長から説明を願つておけいいます。

○須賀政府委員 三十五年産の大豆で処理の対象になっておりますものは五万トン、これは全部北海道産でございます。それから、その五万トンのうち、時価で売却をいたしておりました、最近までに大体二万七千トン売りまして、残りが二万三千トンになっております。

それから、北海道の検査の実情につきましては、検査課長が出席しておりますから、検査課長から御説明申し上げます。

○中説明員 お答え申し上げます。北海道の大豆の検査につきましては、北海道の道条例に基づきまして、

食糧事務所が検査を執行いたしておるわけですね。北海道の道条例によりまして、道内受け渡しのものにつきましては、規格その一、通常生産検査と申しておりますが、規格その二による検査済みのもので受け渡しをしております。

検査を受けなければ受け渡しをしてはいけません、こういうふうになっております。それから、道外に出すものについては、規格その二による検査を受けたものでなければ受け渡しをしてはいけません、そういうふうな道条例で定められておるわけでありまして、従いまして、規格その二で検査を受けたものは、道内・道外を問わず受け渡しができます、こういうふうな規定になっております。われわれは、農家の方から主としてその一による検査の請求がございまして、それによつて規格その一の検査規格によつて等級付けをいたしております。規格その二は、主として農協あるいは商人による、いわゆる手選りなりあるいは機械選りをいたしまして、調製施設を持った者から検査請求がございまして、規格その二による検査をいたしておるのが現在の実情でございます。

○芳賀委員 もう一度確認しておきたいのですが、それでは、北海道における大豆の生産者が、生産した大豆を自分の手で選別して包装して、そして生産者検査を受ける、これは当然なことなのですが、その姿は規格一によつて必ず生産者検査を受けなければならぬ、その検査を受けたものを農協とか業者が生産者から買い取るとか、また委託販売をする、そういうことになる。ですから、生産者に課せられた検査の義務というものは、そういうこと

で終わるわけですね。それで、今度は農協とか業者が買い取つた大豆を取引する場合は、北海道内において取引は規格一の生産者検査のままで取引ができる、それから、北海道外において取引をする場合には、農協及び業者は規格二に基づいた検査をさばらなければならない、こういうふうになっておるわけですね。ですから、実態は、生産者としては、それが道内で取引されるか、あるいは北海道外に取引されるか、あるいは、これは生産者の意思ではなくて、生産者としては国の検査法の規定とかあるいは北海道の検査条例に基づいて必ず規格一の一の生産検査を受ける、これで検査に対する生産者の責任とか義務は完了するわけですね。それが最終ということになるわけですね。その点はどうかですか。

○中説明員 生産者が検査の請求をいたします場合は、従来の実績によりまして、規格その二による検査請求をいたしております。従いまして、われわれの方の実績をいたしましては、生産者が手選りをいたしましてその二の検査請求をしたということは今までほとんどないというのが実情でございます。従いまして、道内で実際に動いておるのは、その二とそれと両方が動いておるといふふうになつておるわけですね。あるいは農家が直接集荷業者その他にその一の規格の検査を受けたものを売り渡ししておる場合がある。それから、買った集荷業者が道内の他の調製業者に売つておる場合もあるやうであります。それは自由な形態になつております。

○芳賀委員 今の検査課長の明快な答弁で大体内容はわかると思ふのです。ですから、生産者の果たす段階というものは、規格一の検査を食糧事務所の出張所の庫前で受ける。それまではどうしても生産者がしなければならぬ。それを終わつて、そして農協へ売り渡すとかあるいは業者に売り渡すわけ、それ以後の規格二の検査というものは生産者には直接関係のない行為ということに当然なるわけですね。これを持ち出して、これが生産者価格の基本だなどというものは、全く専門家としては噴飯すべき解釈ということになるわけですね。

それで、もう一度お尋ねしたいのは、農産物の価格を定める場合の考え方は、農安法によつて、たとえば、今まで発動はしていないが、大豆、菜種等についても発動する場合も予見されるわけですが、その場合はあらかじめ政府が農安法に基づいて保管すべき指定倉庫というものを告示して指定し、そこに買い上げするものは保管させることになるわけであつて、その場合の荷姿というものは、従来の農安法によると、主として消流は北海道外に行なうということと保管を完全にしなければならぬという考えから、指定された倉庫に買い上げする場合には規格その二によつて売り渡す場合には規格その二によつて売り渡すということになつておるのだが、今度の場合は農安法とは何の関係のない特別の行政的な措置ですね。しかも大豆の自由化に關係のある政策的な措置として行なうのであつて、歴代の大臣が言ひいわれる生産者手取り価格というものは、生産者が自分の生産した大豆が検査規格の何に当てはまるかということが認定さ

れないと、やはり政府から適正な保護を受けることは当然でないわけですね。ですから、その場合の等級が一等級であつたとか二等級であつたという判断は、当然いわれる生産者検査である規格一の検査によらなければ、生産者の出した大豆がどういふ等級であつたかということはおわかりかと思ふのですが、その点はいかがですか。これは検査課長でも総務部長でもいい。

○中説明員 生産者が受けますのは、主としてその一の検査を請求いたしております。われわれの方は、条例によりまして、生産者のみならず、検査を請求する者であればいいわけですね。生産者がその二で検査請求をいたしたとしてもかまわないわけですね。請求者の自由でございますから、われわれの方は検査規格に従つて検査をしていく、それだけでございいます。

○芳賀委員 そうじゃないのです。あなたの方の御説明は、北海道においては実績としては生産者がみずから検査規格二の検査を受けていないといふことを言われたでしよう。われわれが今問題にしているのは、去年の三十五年産の大豆の問題にしておるのだからして、従来の規格二を生産者自身の農民が受けたことではないということであれば、二は対象にならぬわけですね。それでよろしい。

○中説明員 生産者が受ける場合は大部分その二で、ほとんどその二による検査請求はなかつた、こういうふうには了解いたしております。

○芳賀委員 その点はそれでいいのですが、もう一つ、これはやはり具体的な問題になるのですが、規格一の一の検査をやつた場合の等級と規格二の場合の等級が、これは規格内容が同一のもの

であるか、違ふかどうか、その点は御存じだろと思うのですが。

○中説明員 規格その一と二は等級区分も違つております。それから内容も若干違つております。たとえば、等級では、その一は五等級までございます。その二は三等級しかない。それは調製をいたしますので夾雑物その他が省かれております。製品の幅が比較的狭いということ、その二は等級区分を少なくしてある、こういう状態でございます。

○芳賀委員 ですから、昨年の事例から言つて、北海道の大豆の規格一の検査等級は三等級が大体五〇%としております。今度それを業者や農協がさらに調製して規格二の検査を受けた実績は大体九〇%くらいが規格二の検査による二等級とつてくるわけですね。ですから、生産者価格手取り三千二百円なんという場合、規格二なんかを無理に当てはめた場合は、これは、生産者は規格一の生産者検査を受けて売り渡しておるのですから、非常に混乱が起るし、その根拠がなくなつておるのです。こういう点は国会でわざわざごまかしたことを議論すべき筋合いのものではないが、従来は農林大臣も長官もそういうことを全然知らないもので、えらくなつたからわからぬというのがあたりまえだと言へばそうなんですが、国会議員であるわれわれは少なくともそういうことを知つておるわけですね。だから、この最終的な処理をする場合も、実際北海道における大豆の検査の実態がどうなつておるかという点も、現地の事情等食糧長官や第二部関係では十分わからぬと思う。で

すから、総務部の方の実際に検査を行なつておる岡崎さんの関係でも、大豆の三十五年の問題には関心を持つて一十分の資料を出して間違ひのない処理ができるようにぜひ積極的にやつてもらいたいと思ふのですが、いかがですか。

○岡崎説明員 北海道の検査につきましては、ただいましつかりやれというところでございますが、これは、ほかの内地と違ひまして、北海道では御承知のようにその一と二と両方やつておるわけでありまして、限りある人間で非常に最盛期で忙しかつております。しかし、私どもは、それぞれのその一の検査、その二の検査に應じて全力を尽くしてやつておるわけでございます。また、私どももそういう末端の事情につきましても十分とはいきませんでしようが極力勉強いたしておるつもりでございます。先ほどの御質問のその一と二の検査でございますが、つまり、その一の検査で五等級に分けて、そして集まつたものをその五等級の格づけに応じて農協とそれから農家との間で仕切るわけでございます。ただ、その場合に無条件委託ということもございまして、大体においてそこで仕切られる。ただ、そのま

でございまして、ただ、その場合に、経済的な観点から申しますとその二というのには御承知のように段階が三つございまして、それぞれ段階に応じた一番有利な仕分け方をするというようなことも、これは当然農協なり商人でやつておるわけでございます。私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、建前として道外に移出するものにつきましてはその二の三等級の段階とすることになっております。それをとらざるを得ないというふうなつもりでただいまやつておるわけでございます。

○芳賀委員 それはよくわかるのですが、ただ、三十五年産の大豆の処理について食糧庁が間違つた判断に立つて長らく作業をやつておるのです。その間違ひは、内部的の事情が明らかになれば、これは是正できるわけですね。そういう点について、岡崎さんの検査関係を掌握しておる方からも、そういう長官たちの間違ひというものはやはり是正するための協力が必要だと思ふのです。それには、北海道の事情がどうなつておるかということが明確になれば政治的な議論をする必要のない問題ですから、そういう点の努力をしてもらいたいということを言つたわけですね。

それから、この点についてこれ以上質問する必要を感じませんが、ただ、今岡崎部長からも言われた通り、生産者が検査を受けて出荷したものをさらに規格二で調製する場合の作業というものは商品化を高める作業だというお話ですが、これはその通りだと思ふ。ですから、三十五年産大豆について、歴代大臣は庭先価格手取り三千二

百円で全量政府が買い上げるということとを當時言つたわけですね。ですから、たとえばその通り政府が生産者から規格一の検査によつた大豆を買い上げて、これを国として商品価を高めて処理するためには、そういう調製価格というものの差額を見ることは必要であると思われる。商品価を高めれば国の差損というものは少なくて済むのですから。ですから、今提案されている大豆たね法案にこれを当てはめると、その規格二の調製差額というものはやはり経費として落とすべき費用となるわけですね。そういうものを全部除いたあとで、いわゆる生産者価格というところに当然なるわけですね。大豆、なたね法案はまだ審議に入つておらぬから、私はそれには触れませんが、そういうことはやはり三十五年産の大豆に対する経費面の解釈にも当然当てはまると思ふ。だから、この生産者価格というのは当然規格二を適用すべき問題ではない。それは、末端で全販連が政府の命令によつて時価でこれを売るとする場合の経費の中から、この規格二にするための調製経費というものはすべて経費として落とされるものであつて、結局、生産者の手取り価格という場合には、規格一で農民が検査を受けて、そしてその売り渡す状態というものが対象になるべきで、それがいわゆる生産者の担当すべき状態であるというようにわれわれは解釈しておる。これは政治的な配慮は要らぬですから、純理的に考えてもそうなんじゃないですか。

○岡崎説明員 ただいまの御質問でございますが、私あるいは間違つて解釈しておるかもしれませんが、ただいま

の芳賀先生のお話ですと、いわゆる調製のための経費というものを当然見るべきじゃないかということでございますが、私、これはあるいは個人的な考えになるかもしれませんが、調製、あるいは機械より、手よりということをやりますのは、商品価値を高めるわけでございます。等級には幅がございまして、従つて、全体としてできる限り高い等級にする、しかし、そのコストなども考えましてそしてそういうふうにえり分けるということになるわけでございますので、一方において商品価値を高める、一方においてそれだけのものがかるということ、はたしてプラス・マイナスどうかというよりなことは、私どもはある程度差引して考えていいのじゃないか、こういうふうに私自身は実は考えておるわけでありまして。

○芳賀委員 それはおかしいですよ。食糧庁の計算は、素俵から本作りにする経費が百五十円かかるのだ、そういうことで、生産者価格を百五十円安くして、そして生産者価格を三千二百円でなくて三千五十円くらいにしよと考へておる。だから、プラス・マイナス差引して考へなければならぬというなら、それは調製しないで規格一のままそれが今度は北海道内外で処理をできるようにした方がいいじゃないですか。わざわざ百五十円かかるという経費を加算してもプラスにも何にもならぬ、商品価値もそれだけ高まらぬということであれば、もとの姿のまま販売さした方がいい。とにかく、売却した時価と三千二百円との差額というものは国が負担するということとを全販連に約束しているのですからね。その差が五

百円であつても千円であつても政府は当然負担する約束を全販連にしているのですよ。だから、百五十円かけてやってみてもプラスにならないなら、かけなくてやつた方が国としても有利じゃないですか。農民としても有利になると思うのです。現実の問題はそういうことになるじゃないですか。商品価格が高まるだろうと言ふけれども、売れぬという場合に何百五十円かけて素俵を本作りにする必要はないじゃないですか。国の負担も少なくならぬ。商品価格が百五十円とか二百円高くなればこそ国の差額負担は僅少で済むわけですから。それは政府の方にプラスになる面ではないか。それがプラスにならないとすれば、やり方を変えた方がいい。規格一でもきつちりきめた方がいいじゃないですか。その点どうなんですか。

○須賀政府委員 その問題は、私が食糧庁の責任のある立場でお答えをいたしているわけでありまして、ここで岡崎君にいろいろお尋ねになりました。私も、私がお答えをいたします以前に検査関係の事情は私の方でとくと伺つた上でお答えをいたしているわけでありまして、私に一つ御質問を願ひたいと思います。

○芳賀委員 これはまた農林大臣から最終的な話の結論を出してもらへばいいと思う。きょうはこの程度にしておきますが、会期中に結論をつけるそうですから、これは委員長も記憶しておいて下さい。会期はあすまでですから……。

次は、三十五年産の農産物価格安定法に基づく澱粉の買い上げ措置の点についてですが、われわれが調査した事

情によると、本年は、カンシヨ澱粉の関係は、カンシヨが例年より不作であつた関係で、需給上から、政府が買い上げ措置をしなくても済むのではなにかというように判断しているのです。これは間違ひがあれば正してもらへばいい。しかし、バレイシヨ澱粉の場合、現在の市場価格等から見て、需給関係から見ても、当然これは農安法の発動によつて早期に調整保管したものを買い上げる必要がもうすでに生じているわけですから、これがまだ行なわれておりませんので、この点に対する政府の作業はどの程度まで進んでいるか、具体的に話を願ひたいと思います。

○須賀政府委員 カンシヨ澱粉の方は、ただいまお話がございましたように、本年は、昨年のカンシヨが予想外にできが悪かつたというふうな関係もございまして、おそらくカンシヨ澱粉については買い上げをするような事態にならないであらうというふうに私もは考へております。これは今後の価格の推移その他によつて大きく事情が変わりますれば別であります。最近のカンシヨ澱粉の価格の情勢なり、また一応私どもの方でつかんでおりますカンシヨ澱粉の需給事情からいいたしますれば、おそらくこれは買い上げという段階に至らないであらう。ただ、バレイシヨ澱粉の方は、カンシヨ澱粉と事情が違ひまして、バレイシヨ澱粉は相当値段も低い水準で横ばつていようであります。それで、需給関係の方の見通しも、われわれの方で実際に生産いたしました数字その他をよく検討いたしましたところ、どうしてもある程度の数量の買い上げをいたし

ませんとバレイシヨ澱粉の価格支持ができない、さうな判断に立ちまゐつて、目下買い入れ数量を具体的に計算をいたしまして大蔵省と話し合ひを進めております。できるだけ早くきめた方針で、毎日のように督促をしていくわけでありまして、どうしてもある程度大蔵省と話し合ひする時間がかかりますので、なるべく早く結論を出すようにしたいと考えております。買い入れを予定いたしております数量、今大蔵省と話し合ひをいたしております買い入れ数量は六百五十万貫であります。そういう状況であります。

○芳賀委員 大体わかりましたが、それは時期的にはやはり会期中にやるわけですか。

○須賀政府委員 これは別に会期といふことには関係ないわけでございます。きょうにでも大蔵省の返事が来れば、きょうにでも一つ……きょうも実は私の方から催促に行こうとしておるところへ芳賀先生からお呼び出しがあつてこちらに参りましたようなわけですから。

○芳賀委員 私のために一日延びたやうなことになるかもしれませんが、これも、従来の例を見ると、買い上げの時期が適正を欠いておくれつつある。いつもおくれおくれ。こゝしも予算は成立して計上されておるのだし、同じ買い上げする場合には効果のあるやうな時期に買い上げた方がいいじゃないかというふうに考へておるわけでありまして、ぜひこれはすみやかにやつてもらいたいと思ひます。

それで、買い上げ予定の数量は今聞きました。現在どの程度農安法に基づいたこの自主調整が行なわれておる

のか、それも参考までに数字を開きたい。

○黒河内説明員 芳賀先生、団体の自主調整数量ですか。——それではちよつと資料を調べましてあとでお返事をいたします。

○芳賀委員 資料であつて出してもらいたいと思ひます。

この際、あわせて、これは簡単なことですがお尋ねしておきたいのは、昭和三十六年に生産されるてん菜生産振興臨時措置法に基づくてん菜の価格ですね。いわゆるてん菜糖の原料価格がもうすでに発表になつたわけですが、われわれがなめると、これは昭和二十九年以来一貫して千斤当たり三百五十円という決定になつておる。これは六年も七年も経済事情とか需給事情その他が同一条件で推移しているとは見られないわけですね。特に、今の政府や与党の諸君も宣伝しておる所得倍増とかあるいは農業振興とかあるいは甘味資源の国内自給度の向上とか、そういう点から見ても、こゝしはせめて原料価格といふものの相当積極的な引き上げといふことが当然行なわれるという期待をわれわれは持つておつたので、あまり国会においてもやかましく指摘しなかつたが、しかし、それを指摘しないせいかもしれません。これは特にてん菜糖の振興上から見ても非常に悪影響を及ぼすと思ひます。昨年は特に北海道においてはてん菜の生産状態が例年にならなかつたわけですね。そういう状態で、こゝしは作付もあまり伸びていないわけなんです。その上に今度はまた原料価格の据え置きといふことになつた。不作のあとにまた水

をかけたやうなことになつたわけ、まことに遺憾にたえないのですが、これはどうしてこういう据置価格になつたのか、一応の説明だけは聞いておいて、あとまた適当な機会に内容の質疑はしたいと思ひます。

○須賀政府委員 三十六年産の原料てん菜の支持価格につきましては、ただいま御指摘がありましたように、去る四月末日付で告示をいたしたわけでございます。その価格は、トン当たり五千二百五十円ということで、前年と同一、据置価格になつておるわけでありまして、この原料てん菜の支持価格につきましては、ただいま御指摘がございましたように、かなり長期にわたつて据え置いておるわけでありまして、一応、過去の傾向としましては、バレイシヨ澱粉の買い上げに際しましては、反収の伸びでございまして、反収の伸びがございまして、それらを総合いたしまして据え置きにいたして参つておるわけでございます。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

本年の価格の決定については、かなり長期にわたつて据え置かれておりますし、また、今後北海道において原料てん菜の生産を逐次伸ばしていこうという基本的な考へ方からいいたしまして、相当私どもも慎重に検討いたしましたのでございまして、一応、価格計算の基礎は、反収の傾向なりバレイシヨ澱粉の傾向なりから割り出しまして、総合的には据置価格に決定し得る数字的な根拠は出ておるわけでございますが、それよりも、さらに、総合的な考へ方といひまして、今後北海道、暖地を通じ

まして原料でん菜の生産をふやしていきまします。これは、このでん菜そのものの支持価格をどういう水準に置くかというところは、よく検討して結論を出さなければならぬ。これは、輸入糖との関係その他もございまして、国内甘味資源も順次ふやしていくという立場で考えます。場合の原料でん菜の価格支持水準というものはなかなか判断に慎重を要する問題であります。それで、いろいろ考えたわけでありますが、ことしの場合、具体的には製品でありますでん菜糖を買い入れるという事態は一応予想していません。従って、でん菜振興法に基づいて買い入れの告示並びに支持価格の告示をいたしてすべきかどうかという点もいろいろ問題になったわけでありますが、やはり、原料でん菜の価格を支持するといふ一つの大きな目標からいまして、具体的に製品でありますでん菜糖の買い入れが想定されません。場合におきまして、やはり原料でん菜の支持価格というものは政府からこれを告示しておくことが望ましいというふうな考えから、告示をするというところに踏み切ったわけでございます。しかしながら、ここで原料でん菜の価格水準を従来の基準から変えましてこれを手直ししますことは、いろいろ、でん菜糖そのものに對するはね返りその他につきましても十分精査をした上で結論を出さなければならぬ問題でありますし、ちょうどでん菜振興法も来年三月に満期になりまして、当然これの延長ということも考えなければならぬ事態になっております。その際はまたこの支持価格制度の内容ともあわせましてこのでん菜に対する

全体の対策、制度の裏づけというものを総合的に検討していかなければならぬ、かりに支持価格水準について別の結論を出さなければならぬ。これは、降の問題といふことに考えまして、本年産は従来の水準でこれを据え置くということに結論を出したわけでございます。

計算の基礎をいたしましては、一応、過去五カ年の趨勢、反収の中で著しく偏差の大きい二年、具体的には三十二年と三十五年が除かれるわけでございますが、三十二年から三十四年の平均反収を基準といたしまして、三十六年産の想定反収に對する伸び率、それからパリテ指数の伸び、両方を総合いたしました。出て参ります数値はトソ当たり五千二百六十円という事になり、前年度が五千二百五十円、大体前年度と同じ程度の数値でありますので、今年産はとりあえず据え置くことにいたしましたわけでありませう。

○芳賀委員 時間がございませんから、今言われた算定の内容等を資料にして委員会に配付してもらいたい。

それから、今お話がありましたのが三十五年産のでん菜糖についても買い上げの必要がなかったという話であります。これに関連しても、毎年このことですが、北海道におけるでん菜工場七工場の昨年の製糖の歩どまりとか、そういう関係の資料もあわせて出してもらいたいと思います。

それから、今の問題ですが、結局買い入れ措置が行なわれないうちで振興法もだいたい弱くなった点もありませんが、ただ、その場合、現在のでん菜糖の基準価格は、いわゆる工場の基準価格が一斤五十三円四十四銭、それが

ら国内の全体の標準価格を一斤七十二円というところで押えておるわけですが、この五十三円四十四銭の標準価格を設定する場合は、原料価格は浮動性があるとしても、歩どまりについては大体一三％を基準としておるわけですが、一三％で、一日二百二十ト、二百二十日操業というふうな一つの基準がありまして、最近の各工場の成績から言うが、台糖等は去年も一三％を下回ったような歩どまりであるが、あとは大体一四％あるいはそれ以上の歩どまりに上昇しておるわけですが、ですから、原料を三千五百円にいつまでも据え置いた場合に、これは歩どまりが上昇して一三％の基準歩どまりより一％以上上昇しておるわけですが、ですから、それと比べて、結局この歩どまりの上昇分はメーカー側の利潤がそれだけふえておるということになるわけですが、われわれは、原料だけを上げ上げて標準価格をくずせとか、それを上回るように改定しろという考えは持つていないのです。ただ、そういう企業の実態から見た場合に、基準価格の五十三円四十四銭というものの設定内容がどうであったかというところを知る者の立場から見ると、この基準価格の範囲内において、もちろんその工場の企業努力というものはあるとしても、そういうことであげた利潤の増大分に對しては、これは生産者に対して原料価格の引き上げというより形で配分するのが当然じゃないかというふうに考えておるのです。それをあえてやらない、基準価格もくずさないということになれば、これは結局経営者の利益だけを温存するということになるのじゃないか。原料価格は据え置きだ

が、基準価格は歩どまりが上がったからまだ下げる、そして国民経済上国民に低廉な砂糖を供給するといふのであれば、まだこれは一歩譲って筋が立つが、実際は、歩どまりが上がっておつて利潤が増大しておるというところを知りながら、原料価格を依然として据え置きにする。しかも、昨年の三十五年は計算から除外したような不作の年なんですよ。こういう実態を知りながら、去年の減収に對しても何ら減収補てんのような価格改定の措置は行なわないうて来て、これもことしの試算の対象から除外する、そういうことだけやれば、これはどうしても、それは、農民を犠牲にして会社側の利益を擁護するために農林省がやっているんじゃないかということになると思ふのです。これは否定できないでしょう。それで、発表した点であります。経済事情が変化した場合においては政府の告示価格といふものは随時改定できるということになっておるわけですが、ですから、今後においても良心的な判断をした場合には改定の機会は取極までにはあると思ひますが、そういう是正をやる用意が今後あるかないかという問題が一つ。もう一つは、会社と生産者がいわゆる契約を締結するわけですが、締結する場合には、今までは政府のきめた原料価格によつて契約をしてきたわけですが、今度の場合には、そういう不当に安い原料価格を政府が告示したわけですから、生産者と会社間の契約の内容については、たとえば、政府が告示した原料価格の五千二百五十円を、あるいはトソ当たり六千円というよりな契約をした場合でも、それは政府としては妥当な契約であるといふ

に認めるかどうか、その点はいかがでありますか。この二点について伺います。

○須賀政府委員 御指摘のように、でん菜の歩どまりは昔標準価格をきめた時代と比較をいたしまして順次これは上がつてきております。特に去年あたりは全体の原料の生産が少なかつたというふうな関係で非常に歩どまりが高くなつておるというふうな状況であります。この点は原料でん菜の支持価格をきめます場合に十分判断をすべき問題であります。ただいま御質問の中にありましたように、これは、いわゆる製糖加工工場の歩どまり引き上げの努力なり工夫、またそれに伴う経費の増加というふうな問題もあるわけでございます。単純に工場の実績歩どまりといふものだけをそのまま織り込んでいくというわけにも参りません。これは、さきにも申し上げましたように、そうなりますと全体を総体として洗い直してみなければならぬ問題でありますので、今回はその問題まで織り込んで結論を出すということにはいたさなかつたわけでありませう。

それから、今後経済事情の変化等によつて検討し直す場合があるというお尋ねでございますが、ことしはおそらくでん菜糖を政府で買い入れるという事態はまずないと考えておりますが、万一そういうふうな事態が出ました場合には、実際に政府で幾らで価格支持をするかということが現実の問題になつてくるわけでございます。その場合には、そのときの情勢によつてさらに検討するという用意は持つております。

それから、この支持価格を上回る契約を現実にした場合はどうかということでございますが、この点は国として直接立ち入っておる問題ではございません。それぞれの契約におきまして現実に処理されておるわけでございませう。また、それでよろしいというふうに私どもは考えております。

○芳賀委員 それでは、上回った契約をしても政府はそれに対して干渉や障害はしないのですか。建前は標準糖価をくずさないということを原則にするわけですね。そういう点が明確になればいいわけです。

それから、価格決定の点については、いろいろ言われましたが、結局会社側の利益を温存するためにことしもまた価格を据え置きにした。これはもう何と言っても否定できないですね。ですから、所得倍増とかいいかげんことを宣伝しても、実際の政府の腹とか、担当者の皆さんの腹は農民を犠牲にするものと言われてもしようがないんじゃないですか。正直な須賀さんだからそれをまっくらからそうでないとも言わぬと思いますが、これは答弁を求めるのは気の毒だから、その点だけを指摘しておきます。

最後に、もう一点。ビート工場の建設問題についても、長年ごたごたして、やはりこれは事務的には解決できない問題だと思いますが、しかし、大臣を補佐する食糧庁長官として、この工場建設の問題を、たとえば許可をするとかしないとかいう問題がいつごろ発表になるかならぬか、その程度のこととおわかりと思いますが、どうですか。

○須賀政府委員 これは、ただいまも御質問の中にありましたように、事務的な問題のワクを越えておる面もございますから、私だけの判断ではもちろん申し上げられない問題でございませう。私は、三十七年度操業開始に間に合いますように工場の建設認可をするという考え方で、大臣にいろいろ資料を整えてさし上げたり、あるいは私の意見を申し上げておるわけでありませう。

○芳賀委員 それでは、世間に流布している池田総理がアメリカに出発する前に何らかの発表があるだろうというよりなことを目途にして進めておるわけですか。

○須賀政府委員 総理の渡米とは直接関係はないと思います。大体三十七年度に間に合いますような時期までにおきめいただくよう、私どもいろいろ申し上げております。

○小山委員長代理 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。  
午後零時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一五一号）（参議院送付）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月二十九日印刷

昭和三十六年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局